

東文易解

後編

特36

260

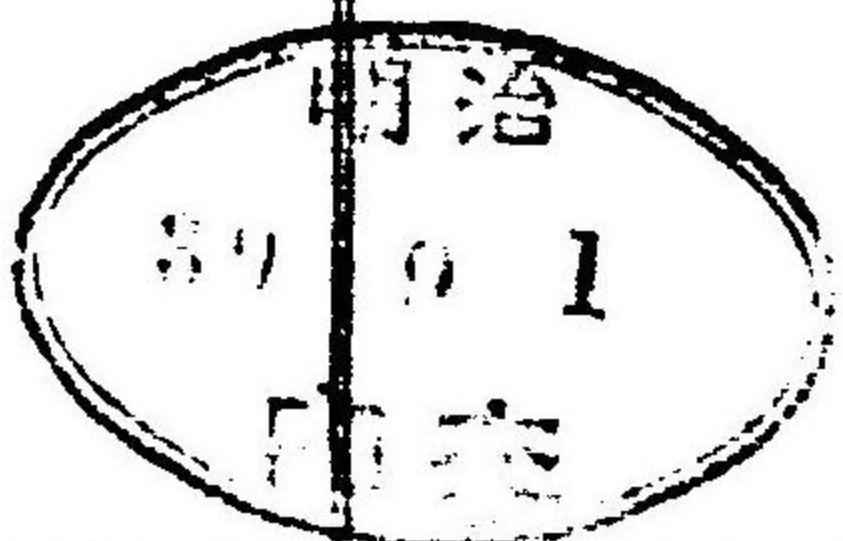
255

24

文部省國語調查會補助委員 大矢透 著  
東京外國語學校教師 金國璞  
東京高等商業學校教師 張廷彦 同校

# 東文易解

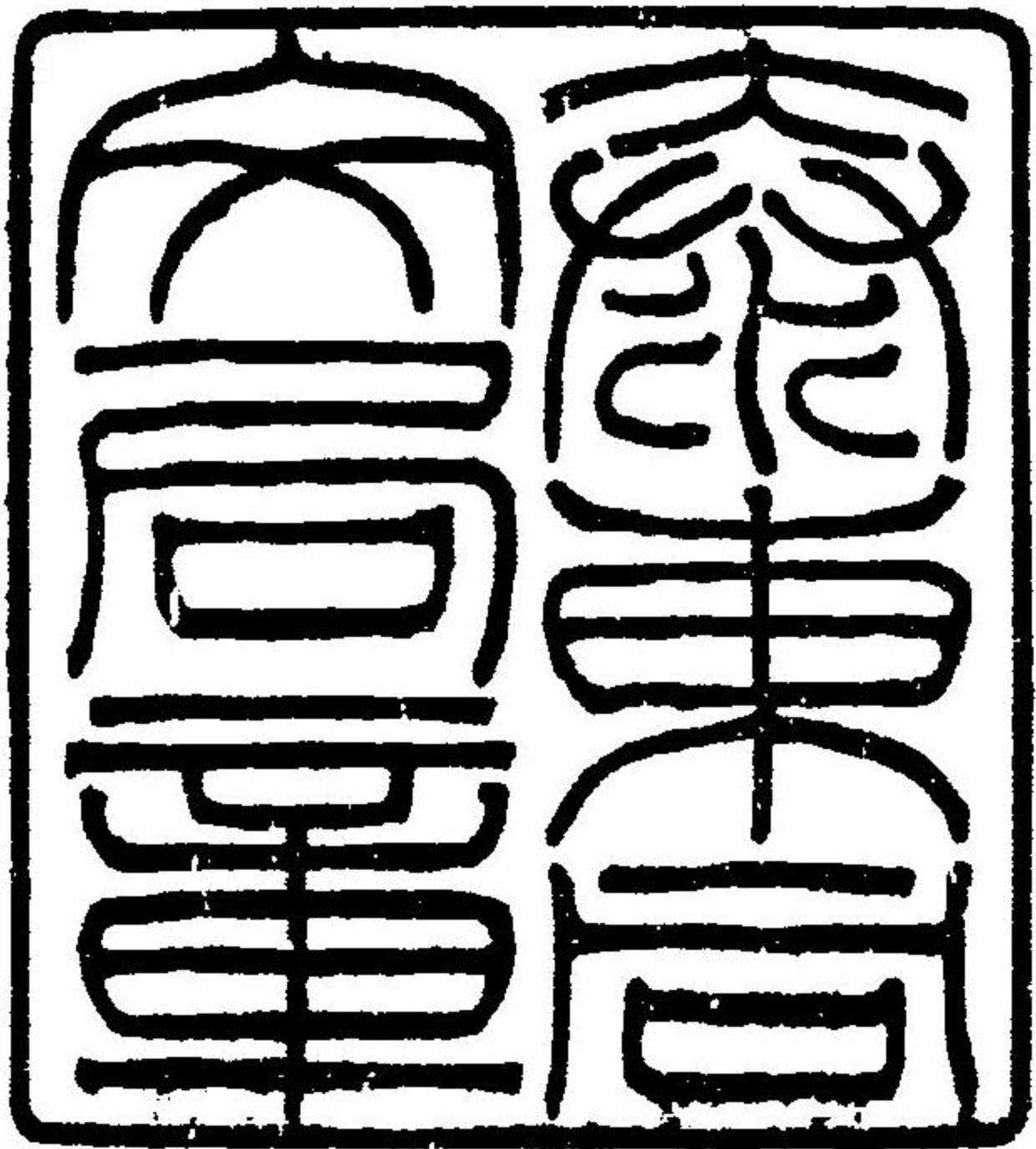
後編



大日本東京 泰東同文局

明治三十五年七月  
光緒二十八年六月  
刊行

書存不翻  
經案許印



東文易解後編

目次

全篇讀習文

- 其一 檀弓一章 東譯 一
- 其二 孔子家語一章 東譯 二
- 其三 孟子一節 東譯 三
- 其四 諺言一則 三
- 其五 帖木兒の逸事 四
- 其六 群盲古器ヲ評スル圖ニ題ス 川北温山 五
- 其七 死刑論 津田真道 六
- 其八 利民 西郷隆盛 十一

其九	動物の智術	博物叢說	十五
其十	動物と植物との區別	博物叢說	十七
其十一	法律及立法	大町芳衛	二十
其十二	大日本帝國憲法		二十四
其十三	外國貿易の利益	某氏理財學一節	三十
其十四	租稅論	某氏經濟書一節	三十四
其十五	陸軍士官學校開校式の祝詞		
		曾我祐準	三十八
其十六	日本赤十字社	佐野常民	三十九
其十七	熱情を抑制すべき説	井上哲次郎	四十一

# 東文易解後編

## 泰東同文局協修

文部省 國語調査會 補助委員 大矢透 著  
 東京外國語學校教師 金國璞 同校  
 東京高等商業學校教師 張廷彥

## 全篇讀習文

前編既畧明諸文之式、而各章所舉之文與讀習之文皆不過單章隻句、今欲舉其稍全者於左以收結本編、但其文共十有七篇、其中十六篇悉施反讀符號、且首序古文三篇、逐次及近世東文、是自簡入繁之微意存焉、而末尾揭白文一篇者、是欲使學者試誦讀以自驗學反讀法之熟否也。

### 其一 檀弓一章 東譯

孔子、泰山の側を過ぐ。婦人の墓に<sup>於</sup>哭する者<sup>有</sup>ありて<sup>而</sup>哀し。夫子、式して<sup>而</sup>之を<sup>使</sup>聽く。子路を<sup>レ</sup>之を問はしめて曰く、子が<sup>之</sup>哭するや、<sup>也</sup>壹に、<sup>有</sup>重ねて憂あるもの<sup>者</sup>に似たり。乃ち曰く、然り。昔者、吾舅、虎に<sup>於</sup>死にたりき。吾夫、又これに<sup>焉</sup>死にたり。今吾子、又これに<sup>焉</sup>死にたり。夫子の曰く、何故に去らざる<sup>不</sup>や<sup>也</sup>。曰く、苛政なし<sup>無</sup>。夫子の

曰く、小子、之を識るせ。苛政は、虎より<sup>於</sup>猛なる<sup>也</sup>ことを。

其二 孔子家語一章 東譯

孔子、衛に<sup>レ</sup>適く。路蒲に<sup>子</sup>出づ。公叔氏が蒲を以て衛に<sup>レ</sup>叛きて<sup>而</sup>之を止むるに會ふ。孔子の弟子、公良儒といふ者<sup>有</sup>あり。人となり<sup>爲</sup>賢にして長く、勇力<sup>有</sup>あり。私車五乗を以て、夫子の行に

從へり。喟然として曰く、昔吾夫子に從て、  
 匡に遇ひ、又樹を宋に伐られたりき。今復  
 困に此に遇へり。命なるかな。それ、夫子の  
 さりに難に遇ふを見んよりは、寧ろ、我鬪死  
 せんといひて、劔を挺きて衆を合せて將に  
 之と戰はんとせしかば、蒲人懼れて曰く、  
 衛に適くこと無くんば、吾則ち子と出さ

んといひて、以て、孔子に盟て之を東門より  
 出したり。孔子遂に衛に適けり。

其三 孟子一節 東譯

明君の民の産を制する、必ず、仰ぎては、以て  
 父母に事ふるに足り、俯しては、以て妻子を  
 畜ふに足り、樂歲には、終身飽き、凶年には、死  
 亡を免れしめ、然る後、驅りて善にみちびけ

り。故に民の之之に従ふや也輕かりき。今や也民の之之産を制するに、仰ぎては以て父母に事ふるに足らず不。俯しては以て妻子を畜ふに足らず不。樂歲には、終身苦しみ、凶年には、死亡を免れず不。此惟、死を救ひて而、贍らざる不を恐る。奚ぞ禮義を治むるに暇あらんや哉。

其四 諭言一則

栗鼠、樹ヲ攀ヂテ胡桃ヲ摘ミ、ソ其ノ皮ヲ嚙ミ破リ、顰蹙シ而テ曰ク何ゾソ其レ苦キヤト耶、既ニシ而テ核ニ及ブ。乃チ笑ツテ曰ク先ヅ苦ヲ喫セズ不ンバ、安ゾコ此ノ滋味ヲ得ルコトアラ有ンヤト哉。

其五 帖木兒の逸事

昔、蒙古の帖木兒、花刺散の原野に於に流離せし

時、一日、野外に於に逍遙せしに、叢間一甲蟲有あり、  
 地上自より、一草に攀ぢ登り、既に莖を經て將  
 葉部に於に移らんとす。會風吹き來りて之を  
 搖しければ、又地に落ちたり。帖木兒、步を止  
 めてこれ之と熟視するに、この甲蟲此落ちては、  
 攀ぢ、攀ぢては又落つること、數回。纔に志を遂  
 げて、葉部之の餌を獲たり。茲に從者を顧みて

曰はく、幸福之の遠に得可べからざる不こと此かく  
 の如し。此甲蟲是は、余之が良師友也なり。深く謀り、  
 遠く慮りて而落ち、落ちて而又攀ぢ登る之勇氣無な  
 くんば、則いかでか志望を達するを得んや哉と  
 て是より、益、困難に堪へ苦辛を忍びて、終而に  
 大業を成就せり矣とぞ。

其六 群盲古器ヲ評スル圖ニ題ス

川北温山



群盲鼎ヲ擁シテ而立ツ。鉉ヲ握リテ以弓ト爲ス  
 者有アリ。腹ヲ撫シテ以鐘ト爲ス者有アリ。足ヲ抱  
 イテ以柱ト爲ス者有アリ。耳ヲ執テ以盤ト爲ス者  
 有有アリ。均シク全鼎ヲ見ズ不シテ而喧嘩止マズ。一  
 老盲有アリ。徧摩深察シテ而傲然トシテ群盲ニ  
 諭シテ曰ク某之ガ握ル所者ハ鉉ナリ。某之ガ撫ス  
 ル所者ハ腹ナリ。某者ハ足ナリ。某者ハ耳ナリ。此ヲ

之レ鼎ト謂フト云フ。衆咸ク焉レニ服セリ。  
 一盲ノ曰ク已ニ其名ヲ聞クコトヲ得タリ。  
 請問フ其用如何。老盲答フルコト能ハズ不。識  
 者由ヨリ之ヲ觀レバ、一端ヲ執ル者ハ誠ニ陋  
 ナリ也。乃チ全體ヲ舉ゲテ其名ヲ諳ズル雖モ其  
 用フル所以ヲ知ラザル不トキハ、亦焉レヲ得  
 タリト爲サズ不。嗚呼、聖人再ビ興ラズ不。吾人之ノ

經ヲ爲ムルヤ也群盲タラザ不ル者幾希矣ナリ。經術之ノ難キ、奚ゾ翹古器之ノ比耳ノミナランヤ。哉

其七 死刑論

津田真道

刑ニ死刑有アルハ、猶罪犯審問之ノ法ニ拷問アルガ如キ歟。拷問之ノ其法ヲ失シタルコトハ、余輩已ニ屢之ヲ論ゼリ。今請フ死刑之ノ刑ニ非ル所以ヲ説明セン。夫レ刑ハ、人之ノ罪惡ヲ

懲ス所以ナリ也。懲ストハ何者ゾ、曰ク犯人惡事之ノ罪業タル罪業之ノ畏ルベキヲ知リテ、之ニ懲リ之ヲ悔イ善道ニ復歸スルナリ也。刑法之ノ目的宜シク此ノ如クナルベシ可。然而シテ死刑ハ、苟モ之ヲ施行スレバ則人命ヲ絶ツ。豈之以テ懲悔之ノ法トスベケンヤ哉。縱令其人懲悔スル所アルモ有、然而其人已ニ死シテ其心魂其體

ニ在ラズ<sup>不</sup>之ヲ奈何ンゾ善道ニ歸シ善行ヲ  
 人間ニ<sup>於</sup>脩ムルニ由アラ<sup>有</sup>ンヤ<sup>乎</sup>。故ニ曰ク死刑  
 ハ<sup>者</sup>刑ニ非ズト。立法トイヒ司法トイフ<sup>皆</sup>吾人  
 ノ<sup>之</sup>ヲ立テ之ヲ司ル所ナリ<sup>者也</sup>。吾人元來人ヲ  
 活スル<sup>之</sup>ノ力徳ナクシテ<sup>無</sup>。檀ニ人ヲ殺ス<sup>之</sup>ノ法  
 ヲ制行ス、豈之ヲ有道<sup>之</sup>ノ事ト謂フ可ケンヤ<sup>哉</sup>。  
 到底殺人<sup>之</sup>ノ刑ハ<sup>者</sup>亦暴惡ノ<sup>之</sup>舉タルヲ免カレ

ザ<sup>不</sup>ルナリ<sup>也</sup>。刑典ニ曰ク人ヲ殺ス者ハ死スト、  
 果シテ暴ヲ以テ暴ニ易ルナリ<sup>也</sup>、或曰ク死刑  
 ハ<sup>者</sup>一人ヲ刑シテ<sup>而</sup>千萬人ヲ懲スナリト、抑我  
 邦人口三千餘萬年々死刑ニ處セラル<sup>被</sup>者  
 概スルニ千人ヨリ少シトセ<sup>不</sup>ズ<sup>爲</sup>。蓋數千年之  
 ヲ懲ラシテ<sup>而</sup>未曾テ懲リザル歟。然而シテ歐  
 米各國ヲ合スレバ<sup>則</sup>、其人口固ヨリ我ニ數倍

セリ。其死刑ニ處セラ<sup>被</sup>ル、者ハ數國ヲ合シ  
 テ<sup>而</sup>一歲僅ニ數人ニ過ギズ<sup>不</sup>何ゾ兇惡人ノ<sup>之</sup>我  
 ニ<sup>於</sup>多クシテ<sup>而</sup>彼ニ<sup>於</sup>少キヤ<sup>乎</sup>蓋刑律ノ<sup>之</sup>彼此同シ  
 カラズ<sup>不</sup>死刑彼ニ<sup>於</sup>少ク間或ハ全ク死刑ヲ廢  
 シタル國アルト<sup>有</sup>又所謂開化ノ<sup>之</sup>度同シカラ  
 ザルニ<sup>耳</sup>因ルノ<sup>耳</sup>復讎ハ<sup>者</sup>古來之ヲ善事ト<sup>爲</sup>  
 リ。然レドモ決シテ善事ニ非ラズ。却テ大惡

事ナ<sup>也</sup>リ。國家今日謀殺律ヲ以テ復讎人ニ當  
 ス。慘酷ニ非ルナ<sup>也</sup>リ。復讎ハ<sup>者</sup>實ニ百方謀構讎  
 人ヲ殺スナ<sup>也</sup>リ。故ニ復讎律ノ<sup>之</sup>改定ハ<sup>者</sup>吾人慣  
 習ニ依リ或ハ之ヲ論駁スル者ナシト<sup>無</sup>セ<sup>爲</sup>ズ  
 ト雖モ、間然スベカラザ<sup>不</sup>ルナ<sup>也</sup>リ。但文明開化  
 能ク復讎ヲ嚴禁シテ<sup>而</sup>猶此死刑ヲ存ス。余ガ<sup>之</sup>  
 解スルコト能ハザ<sup>不</sup>ル所ナ<sup>也</sup>リ。蓋復讎ヲ禁シ

テ<sup>而</sup>猶死刑ヲ存スルハ<sup>者</sup>猶酒ヲ禁シテ<sup>而</sup>之ヲ罰  
 スルニ酒杯ヲ以テスルガ如キ歟。或ハ曰ク  
 刑<sup>之</sup>ノ主旨ハ<sup>者</sup>吾人同社ノ害ヲ除ク所以ナリ。  
 故ニ暴惡ノ人ハ<sup>則</sup>之ヲ殺シテ<sup>而</sup>以テ吾人同社  
 ノ害ヲ除クナリト。此言理アリ<sup>有</sup>、然レドモ能  
 ク此主旨ヲ達スベキ者。死刑ヲ除イテ<sup>而</sup>他<sup>於</sup>  
 求ムベシ<sup>可</sup>。所謂流刑ナリ<sup>也</sup>而シテ流刑ハ<sup>者</sup>却テ

毒ヲ他邦ニ<sup>於</sup>移ス。猶白圭ノ水ヲ治ムルニ均  
 シク、鄰國ヲ以テ壑トスル<sup>爲</sup>ノ害アリ<sup>有</sup>行フベ  
 カラズ<sup>不</sup>。蓋能ク刑ノ主旨ニ適シテ<sup>而</sup>施行スベ  
 キ者ハ、唯徒刑若クハ懲役アル<sup>有</sup>ノミ。尙書ニ  
 曰ハク刑ヲ無刑ニ<sup>於</sup>期スト。其旨趣善美ナリ  
 ト謂フベシ<sup>可</sup>。然レドモ能ク之ヲ空言ニ論ズ  
 ベク<sup>可</sup>シテ<sup>而</sup>未ダ之ヲ實地ニ施スベキ<sup>可</sup>ヲ知ラ

不<sup>レ</sup>ズ。余ハ則刑ヲ死刑ナ<sup>無</sup>キニ<sup>於</sup>期ス。然レドモ歐  
 米文明ノ各國死刑ヲ廢スルノ<sup>之</sup>說出テヨリ<sup>自</sup>  
 既ニ百年、彼ニ在テモ、未ダ全ク行ハル、ニ  
 至ラズ<sup>不</sup>。矧ヤ、我東方ニ於テヤ<sup>乎</sup>。蓋唯之ヲ將  
 來ニ<sup>於</sup>期スルノ<sup>耳</sup>。今日ニ在テ此論ヲ發ス。余  
 自ラ其尙早キヲ知ルト雖モ、聊<sup>レ</sup>ベツカリヤ氏  
 ノ<sup>之</sup>顰ニ倣テ我邦人ノ<sup>之</sup>睡魔ヲ驚カサント欲

スト云フノ<sup>爾</sup>ミ。

其八 利民

西郷隆盛

聖賢常ニ利ヲ言ハズ<sup>不</sup>。利ヲ以テ惡ム可シト  
 爲スニア<sup>非</sup>ラザルナリ<sup>也</sup>。之ヲ言ハザル者ハ、大  
 ニ憂フルトコロノ者有テ<sup>而</sup>存スルナリ<sup>也</sup>。苟モ  
 其心利ヲ計ルニア<sup>在</sup>ルトキハ、蓄害並ビ至ル。  
 心仁義ニ在ルトキ<sup>則</sup>ハ萬福並ビ至ル。然ラバ

則チ國家ノ永安彼ニアラズシテ此ニ在ル  
 コト知ル可キノ<sup>耳</sup>故ニ君子ハ民ノ<sup>之</sup>憂ヲ憂  
 ヒテ<sup>而</sup>己ノ<sup>之</sup>憂ヲ憂ヒズ<sup>不</sup>萬民ノ<sup>之</sup>利ヲ計テ<sup>而</sup>己ノ  
 利ヲ計ラズ<sup>不</sup>己ノ利ヲ計ル者ハ桀紂ナリ<sup>也</sup>民  
 ノ利ヲ計ル者ハ堯舜ナリ<sup>也</sup>吁堯舜ノ桀紂ニ  
 於ケルヤ<sup>也</sup>霄壤ノ<sup>之</sup>殊ナルガ如シ<sup>而</sup>シテ其殊  
 ナル所以ノ者ヲ求ムレバ<sup>則</sup>利義毫髮ノ<sup>之</sup>間ニ

在ルノ<sup>耳</sup>豈懼レザルベケンヤ<sup>哉</sup>嗚呼世俗ノ<sup>之</sup>  
 所謂ル利ナル者ハ利ニアラズシテ<sup>而</sup>不利ナ  
 ル者ナリ<sup>也</sup>所謂ル不利ナル者ハ不利ニアラ  
 ズシテ<sup>而</sup>利ナル者ナリ<sup>也</sup>故ニ利ヲ言テ利トス<sup>爲</sup>  
 ル者ハ未ダ其利ヲ知ラザル者ナリ<sup>也</sup>苟モ之  
 ヲ<sup>以</sup>利トスルコトヲ知ルハ天ノ<sup>之</sup>四德ナリ<sup>也</sup>然  
 ラバ則利ナル者ハ四德ノ<sup>之</sup>一豈惡ムベケン<sup>可</sup>

ヤ。蓋シ天運循環四時錯行萬物其生ヲ遂グ  
 ルハ天ノ利ナリ。天萬物ヲ利シテ、毫毛ノ利  
 心アルコトナシ。明君天ニ法テ、百姓ヲ治ム  
 周武心力ヲ勞シテ、百姓ヲ利ス。復一毫モ自  
 利ノ心アルコトナシ。萬物其生ヲ遂グルハ  
 天ノ利コレヨリ大ナルハナシ。萬民其所ヲ  
 安ズルハ人君ノ利豈コレヨリ大ナルモノ

有ランヤ。誠ニ利ヲ利ト爲サバ此レ則チ利  
 ノ天下ニ於ケル一日モ闕ク可ラザル者ニ  
 アラズヤ。何ゾ利ヲ言フニ憚ラン。然而世ノ  
 所謂ル利ハ、往々已ヲ利スルヲ以テ利トナ  
 シ、民ヲ利スルヲ以テ不利トナス。故ニ聖賢  
 ハ、利ヲ言ハズシテ仁義ヲ説ク、果シテ仁義  
 ヲ行ヘバ、天ノ利ヲ爲ス所以ノ者其中ニ存



ス。夫レ心ヲ專ラニシテ以テ仁政ヲ行フハ  
 人君ノ職ナリ。所謂ル仁政ハ萬民ヲ利スル  
 者ナリ。若シ政ヲ行テ百姓不利トナサバ、何  
 ノ仁カアラン。然ラバ、仁政ナル者ハ、萬民ヲ  
 利スルノ名ナリ。萬民ヲ利スル者ハ、大ニ恩  
 澤ヲ施シテ其困苦スル所ヲ除キテ其安息  
 スル所ヲ與ヘ、禮樂政教ハ則チ皆民ヲ利ス

ルノ具ナリ。是時ニ當テ陰陽寒暑時ニ順ヒ、  
 蓄害起ラズ、禍亂生ゼズ、五穀熟シテ民人育  
 スルハ、天ノ化育ヲ贊クル所以、豈天下ノ大  
 利ナラズヤ。苟天利ニ法ラズシテ己ノ利ヲ  
 計ラント欲シ、區々タル小利ニ、民ヲ剝ギ以  
 テ己ガ欲ヲ肆ニスレバ、國人靡然トシテ利  
 ニ過リ、心ヲ稼穡ニ用ヒズシテ、力ヲ末利ニ

盡シ、土地荒蕪シ、山林殘伐シ、困窮離散甚シ  
 ク、而テ租稅出ス所ナシ。是ニ於テカ<sup>乎</sup>、淳朴ノ  
 風頽レテ<sup>而</sup>、譎詐殘賊ノ心起リ、攘奪爭鬪禍亂  
 迭生ス。國家ノ不利豈之レニ過グル者アラ<sup>有</sup>  
 ンヤ<sup>哉</sup>。之ニ由テ之ヲ觀レバ、聖賢ノ利ヲ言ハ  
 ザル<sup>不</sup>ノ<sup>之</sup>深理ハ、良ニ故アルナリ<sup>也</sup>。嗚呼國家ヲ  
 治メント欲スル者當ニ目前ノ小利ヲ絶ツ

テ<sup>而</sup>皇天ノ大利ヲ法ルベキナリ<sup>(可)也</sup>。

其九 動物の智術 博物叢說

學者は<sup>者</sup>動物を大別して、<sup>而</sup>まづ<sup>先</sup>八門となし、次  
 に、又、之を分類して<sup>而</sup>數種とせり。さて<sup>抑</sup>その<sup>其</sup>軀  
 幹<sup>之</sup>の構造品位に精疎優劣の差異あること  
 は、<sup>者</sup>も<sup>固</sup>とよりいふ<sup>雖</sup>不<sup>妄</sup>言<sup>言</sup>でもあらざれども、動物  
 中各皆其性分に應じて<sup>而</sup>稟<sup>之</sup>け得たる天然の

智術備りて而其其の生存を保つものなること  
は實に驚くべし。可

今茲にその梗概を序でん、例之たどへば鳥賊の  
如く黒き液を噴き出して、而己が所在を隠晦  
すもあり。有文蛤の如く貝殻を閉ぢて、而其其の中  
に於潜むもあり。燕の如く人家に於巢ひて、而子を  
生育するもあり。雀の如く輕捷にして、而能能よく

樹木藩籬の間に於身を隠し、危急なるに到れ  
ば、則敵の左右上下に於群飛して、而危難を防ぐも  
あり。有又、細絲を繰り出す蜘蛛の類の如き、毒  
液を注射する蝮蛇の如きものあり。有  
猿猴の梢を攀ぢ、樹間に於隠るゝにも、亦自ら規  
律あり。有其其の進退動止すべし、總主長たる老猿  
の命に依る。老猿啼きて、而意向を一猿に示し、

一猿叫びて而之を群猿に傳ふる時は則群猿之  
 れに應じて而聲を發し去就を共にすとい云へ  
 り。又野牛野馬の類の之一群廣野に眠る時は則  
 必ず一頭の守視みはりするもの者を置き、もし外敵  
 の之襲ひ來ることあれば則直ちに危難を通知  
 せしむ、中に就きて蜂族の如き又蟻類の如  
 きは則數萬の中に一の主長あり。又勞役に服

するもの者の巢を守もの者の等ありて、常に主長の  
 命令を受けて而その生を營むもの者なりとぞ。  
 是れ皆生存を保たん之智術なり。

其十 動物と植物との區別

博物叢說

動物と植物との之區別は、甚た明らかなるが  
 如しと雖も、劣等なる動物に於至りては、殆ど  
 別ちがた難きものあり。珊瑚蟲、石梅等は、體形

植物に類似し、海底の岩石に附着して、移動  
 することなく、血液循環の機關もなく呼吸  
 の機をも具へず、目もなく耳もなく生活の  
 力は全體に亘れり。且つある種類はその一  
 片を切斷すれども断片速かに成長して全  
 備の體形となるものありて、其の狀甚だ植  
 物に類せり。

植物中にも、含羞草、攪蟲草などは多少動物  
 の感覺に似たるものを有せり。人若し指を  
 含羞草につければ、其の葉忽ち收縮して下  
 垂し、恰も翫弄せらるゝを避くるに似たり。  
 攪蟲草は米國カリフォルニアに産する植物に  
 て、其葉より甘き液汁を分泌し、此の液を嘗  
 めんとし、て、飛び來る小蟲、葉の上に止れば、

其の葉忽ち抱着して之を壓殺し死ぬるに  
 至るまでは決して開くことなしと云へり。  
 斯の如く動物にして移動することなく、植  
 物にしてや、感覺あるに似たるものあれ  
 ども、之を精細に検査せば、兩界の區別を明  
 瞭にすることを得べし。抑動物は自己の動  
 作を起して餌食を獲れども、植物は自體の

運動を起して糧食を獲ることなし。動物は  
 胃中に於て食物を消化して、身體を榮養し  
 植物は根及び葉より、滋養を吸収す。植物は  
 無機體を取りて其體を養ひ、動物は動植二  
 物及び鑛物を食とす。植物は間斷なく、滋養  
 を吸収すれども、動物は或時限を定めて飲  
 食す。又動物は知覺を具へ植物は之を有せ

不<sub>す</sub>植物中<sub>に於</sub>、間知覺を有するが如きもの<sub>有</sub>あ  
 れ<sub>雖</sub>ども、これ眞の知覺と有すと謂ふべ<sub>可</sub>から  
 不<sub>ず</sub>運動するもの<sub>有</sub>あれ<sub>雖</sub>ども、是れ亦自己の意  
 思<sub>自</sub>より起るもの<sub>有</sub>にあら<sub>非</sub>ざるなり<sub>也</sub>。蓋し動植  
 の<sub>之</sub>二類とも<sub>共</sub>に只其の外貌を一見したる<sub>而</sub>の  
 已<sub>に</sub>ては<sub>則</sub>其の如何と定め難し。さて<sub>而</sub>世<sub>人</sub>に知  
 ら<sub>所</sub>れし植物の種類は<sub>者</sub>八萬に餘り、動物は<sub>者</sub>二

十五萬の夥しき<sub>之</sub>に及べり。又植物には<sub>者</sub>方八  
 分強<sub>に於</sub>二百五十萬個と容れ得<sub>的</sub>べき么微な  
 るもの<sub>有</sub>あり。又長さ七十丈<sub>に于</sub>にも達<sub>的</sub>すべき甚  
 た巨大なるもの<sub>有</sub>もあり。動物にも亦、鯨、象の  
 如く偉大なるもの<sub>有</sub>あり。一滴の水中<sub>に於</sub>に游泳す  
 る<sub>的</sub>無数の動物も<sub>有</sub>あり。誠に靈妙なる造化<sub>之</sub>の  
 功用は<sub>者</sub>驚嘆の至りに堪へ<sub>不</sub>ざるなり<sub>也</sub>。

其十一 法律及び立法 大町芳衛

學校ニ校則アルガ如ク、國家ニハ國家ヲ制  
裁スベキ規則アリテ我等臣民ノ秩序ヲ保  
ツ。此規則ヲ名ツケテ法律ト謂フ。

法律ヲ大別シテ公法、私法ノ二種トス。公法  
ハ國家ト臣民トノ關係ヲ定ムルモノニシ  
テ、即チ憲法、刑法、行政法ノ如キ是レナリ。私

法ハ臣民ト臣民トノ關係ヲ定ムルモノニ

シテ、即チ民法、商法ノ如キ是ナリ。我國ノ法

律ハ我等臣民ノ權利義務ヲ定メタルモノ

ナリ。例ヘバ我國ノ臣民タルモノハ、所有、選

舉等ノ權利ヲ有シ、服役、納稅等ノ義務ヲ負

フガ如シ。又、法律ハ我等臣民ノ必ズ服従ス

ベキモノニシテ、若シ之ニ違背スルトキハ



賠償ヲ命ゼラレ<sup>被</sup>、或ハ刑罰ヲ加ヘラル<sup>被</sup>。之ヲ

法律ノ制裁トイフナリ<sup>也</sup>。

サ<sup>抑</sup>テ、此等ノ法律ヲ制定スル<sup>之</sup>權、所謂立法權

ナル者ハ天皇ノ<sup>之</sup>掌握シ給フ<sup>タマハ</sup>所ニシテ、天皇

ハ帝國議會ノ<sup>之</sup>協賛ヲ經テ<sup>而</sup>之ヲ行ヒタマフ。

サ<sup>然則</sup>レバ、我國ニ於テ、法律ヲ制定スル<sup>之</sup>通常ノ

順序<sup>モ亦</sup>先ヅ政府ニテ其制定セント<sup>所</sup>ト欲スル<sup>之</sup>

法律案ヲ<sup>於</sup>帝國議會ニ提出シ、  
(先政府提出所其欲制定  
之法律案於帝國議會) 帝

國議會ハ<sup>者</sup>一讀會、二讀會ノ<sup>之</sup>順序ヲ經テ之ヲ

議決スル<sup>也</sup>ナリ。政府ヨリ<sup>由</sup>法律案ヲ提出スル

ニハ、或ハ貴族院ヲ前ニシ、或ハ衆議院ヲ前

ニスルコトアリ<sup>有</sup>テ、先ヅ甲院ニ<sup>於</sup>テ議決スル

ト<sup>則</sup>キハ乙院ニ廻送シ<sup>而</sup>テ之ヲ議決セ<sup>令</sup>シメ兩

院<sup>共</sup>トモニ議決スルト<sup>則</sup>キハ、コレヲ天皇ニ上

奏ス。天皇ニオイテ之ヲ是認シタマフトキ  
ハ之ヲ裁可シテ其ノ公布及ビ執行ヲ命ジ  
タマフ。法律案ハ政府ヨリ提出スルノミナ  
ラズ兩院ニ於テモ亦各之ヲ提出スルコト  
ヲ得ルナリ。

法律ト同ジク我等ノ遵守スベキモノニシ  
テ命令ト稱スルモノアリ。命令ニハ勅令、閣

令、省令、警視廳令、府縣令ノ五種アリ。勅令ハ  
憲法ニ規定セル大權ノマ、ニ天皇ヨリ發  
布シタマフ命令ナリ。(勅令者按於憲法所規定之  
大權自天皇所發布命令也)其中ニテ  
緊急勅令ト云フハ帝國議會ノ閉會中ニ緊  
急ヲ要スル事情生ゼシ時、發布シタマフ命  
令ニシテ一時法律ニ代フベキモノナリ。此  
勅令ハ次ノ會期ニ之ヲ帝國議會ニ提出シ、

其承諾ヲ得ザルトキハ、將來其効力ヲ失フ  
 モノトス。又閣令、省令、警視廳令、府縣令等ハ、  
 法律勅令ノ範圍内ニ於テ其法律、勅令等ヲ  
 執行スルニ必要ナル時、内閣、各省、警視總監、  
 及地方長官ニ於テ制定發布スルモノナリ。  
 我等臣民ガ能ク我が法律ヲ心得オキテ之  
 ヲ遵守スベキコトハ勿論ニシテ、  
 我等臣民之可能明存  
 法律於心懷而遵守之

是  
 待言  
 事也  
 コトナリ。  
 ソハ、社會ノ秩序ヲ保ツニ甚ダ必要ナル

其十二 大日本帝國憲法

第一章 天皇

第一條 大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之

ヲ統治ス。

第二條 皇位ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依

リ、皇男子孫之ヲ繼承ス。

第三條

天皇ハ<sup>者</sup>神聖ニシテ<sup>而</sup>侵ス<sup>可</sup>ベカラズ<sup>不</sup>。

第四條

天皇ハ<sup>者</sup>國<sup>之</sup>ノ元首ニシテ<sup>而</sup>統治權ヲ

總攬シ、此ノ憲法ノ條規ニ依リ之ヲ行フ。

第五條

天皇ハ帝國議會ノ協贊ヲ以テ立

法權ヲ行フ。

第六條

天皇ハ法律ヲ裁可シ、其ノ公布及

執行ヲ命ズ。

第七條

天皇ハ帝國議會ヲ召集シ、其ノ開

會、閉會及衆議院ノ解散ヲ命ズ。

第八條

天皇ハ、公共<sup>之</sup>ノ安全ヲ保持シ又ハ

其ノ災厄ヲ避クル爲、緊急ノ必要ニ由リ、

帝國議會閉會ノ場合<sup>時</sup>ニ於テ、法律ニ代ル

ベキ<sup>可</sup>勅令ヲ發ス。<sup>(於帝國議會閉會時間  
發可代法律之勅令)</sup>

此ノ勅令ハ、次ノ會期ニ於テ帝國議會ニ  
提出スベシ。若シ議會ニ於テ承諾セザル  
トキハ、政府ハ將來ニ向テ其効力ヲ失フ  
コトヲ公布スベシ。

第九條 天皇ハ法律ヲ執行スル爲ニ、又ハ  
公共ノ安寧秩序ヲ保持シ及臣民ノ幸福  
ヲ増進スル爲ニ必要ナル命令ヲ發シ又

ハ發セシム。但シ命令ヲ以テ法律ヲ變更

スルコトヲ得ズ。（天皇親發或俾他發爲執行法律又爲保持公共之安寧秩序及増進臣民之幸福所要之命令但不得以命令變更法律）

第十條 天皇ハ行政各部ノ官制及文武官

俸級ヲ定メ及文武官ヲ任免ス。但シ此憲

法又ハ他ノ法律ニ特例ヲ掲ゲタルモノ

ハ、各其ノ條項ニ依ル。

第十一條 天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス。

第十二條 天皇ハ陸海軍ノ編制及常備兵額ヲ定ム。

第十三條 天皇ハ戰ヲ宣シ、和ヲ講シ及諸般ノ條約ヲ締結ス。

第十四條 天皇ハ戒嚴ヲ宣告ス。  
戒嚴ノ要件及効力ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム。

第十五條 天皇ハ爵位勳章及其ノ他ノ榮典ヲ授與ス。

第十六條 天皇ハ大赦減刑及復權ヲ命ズ。

第十七條 攝政ヲ置クハ皇室典範ノ定ムル所ニ依ル。攝政ハ天皇ノ名ニ於テ大權ヲ行フ。

第二章 臣民權利義務

第十八條 日本臣民タルノ要件ハ法律ノ

定ムル所ニ依ル。

第十九條 日本臣民ハ法律命令ノ定ムル

所ノ資格ニ應ジ、均ク文武官ニ任セラレ

及其ノ他ノ公務ニ就クコトヲ得。

第二十條 日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ

從ヒ兵役ノ義務ヲ有ス。

第二十一條 日本臣民ハ法律ノ定ムル所

從ヒ納稅ノ義務ヲ有ス。

第二十二條 日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ

於テ居住及移轉ノ自由ヲ有ス。

第二十三條 日本臣民ハ法律ニ依ルニ非

ズシテ逮捕、監禁、審問、處罰ヲ受クルコト

ナシ。

第二十四條

日本臣民ハ、法律ニ定<sup>所定之</sup>メタル

裁判官ノ<sup>之</sup>裁判ヲ受クルノ<sup>之</sup>權ヲ奪ハル<sup>被</sup>、

コトナシ<sup>莫</sup>。  
(日本臣民者莫被奪受法律所定之裁判官之裁判之權)

第二十五條

日本臣民ハ、法律ニ定<sup>所定之</sup>メタル

場合ヲ除ク外、其ノ許諾ナクシ<sup>無而</sup>テ住所ニ<sup>於</sup>

侵入セラレ<sup>被</sup>及搜索セラル<sup>被</sup>、コトナシ<sup>莫</sup>。

第二十六條

日本臣民ハ、法律ニ定<sup>所定之</sup>メタル

場合ヲ除ク外、信書ノ秘密ヲ侵サル<sup>被</sup>、コ

トナシ<sup>莫</sup>。

第二十七條

日本臣民ハ其所有權ヲ侵サ

ル<sup>被</sup>、コトナシ<sup>莫</sup>。

公益ノ爲、必要ナル<sup>的</sup>處分ハ、法律ノ<sup>之</sup>定ムル

所ニ依ル。

第二十八條

日本臣民ハ、安寧秩序ヲ妨ゲ



不<sup>レ</sup>及<sup>レ</sup>臣民タル<sup>爲</sup>ノ<sup>之</sup>義務ニ背カザル<sup>不</sup>之<sup>レ</sup>限ニ於<sup>テ</sup>信教ノ<sup>之</sup>自由ヲ有ス。

第二十九條 日本臣民ハ、法律ノ<sup>之</sup>範圍内ニ於<sup>テ</sup>言論著作印行集會及結社ノ<sup>之</sup>自由ヲ有ス。

第三十條 日本臣民ハ、相當ノ<sup>之</sup>敬禮ヲ守リ別ニ定ムル所ノ<sup>之</sup>規程ニ從ヒ、請願ヲ爲ス

コトヲ得。

第三十一條 本章ニ掲ケタル<sup>所</sup>之<sup>レ</sup>條規ハ、戰時又ハ國家事變ノ場合ニ於<sup>テ</sup>、天皇大權ノ<sup>之</sup>施行ヲ妨クルコトナシ<sup>莫</sup>。

第三十二條 本章ニ掲ゲタル<sup>所</sup>之<sup>レ</sup>條規ハ、陸海軍ノ法令又ハ紀律ニ牴觸セザル<sup>不</sup>者<sup>ノ</sup>ニ限リ、軍人ニ<sup>于</sup>準行ス。  
(以下畧之)

其十三 外國貿易の利益

某氏理財學一節

古昔は、外國貿易の利益を以て専ら商賣人  
 が得有する所となし、一般の人は殆ど其利  
 害に關せざるもの如く思惟せしは、實に  
 大なる誤解と謂ふべし。蓋し貿易の眞利益  
 の歸する所は、國民一般即ち消費者にして、  
 之と同時に、商賣人も利潤を得ざるには非

ざれども、是れ商賣人が貿易の媒介を爲し  
 たる報酬に過ぎざるのみ。例へば内國にて  
 は、百五十日の勤勞を要する鐵も、之を百日  
 を要する外國より輸入せば、下落して、運送  
 費に達しうべきが故に、内國にて鐵の消費  
 者は、一般に、其利益を蒙むるべきなり。但し  
 内國の製鐵者は、外國品の輸入に壓されて

之が爲めに職業の利益を失ふこと無きに  
 非あらざれども、是等は他に最も能く自國の  
 生産に適したる物品を製造して之を外國  
 に輸出するときは、此に失ふ所ありと雖も、  
 彼に得る所あるに由り、全國の經濟上に於  
 ては一の損害あること無きなり。されば、外  
 國の貿易に於て兩國各同等の地位に立ち

同等の特利益を有するにおいては、消費者  
 も又製造人も商賣人も一般に其利益を蒙  
 るること勿論なり。但、世界各國經濟上の状  
 態は種々異様にして、各其利益を異にし不  
 同等の地位に在るが故に、一概に論定すべ  
 からず。

外國貿易直接の利益は互に廉價なる勤勞

財本と交換して、國民一般の利益を爲すに  
 在るの趣旨は、既に述ぶるが如し然れども  
 貿易間接の利益に至りては其廣且つ大なる  
 こと亦測る可らざるもの有るなり。先づ  
 其一二を擧ぐれば輸出多くして生財盛ん  
 なるときは、分業法も廣く行はるべく器械  
 の利用も十分なるべく其他生財上に關す

る改良若くは新案等も漸次進歩すべし。又  
 國によりては、未開の沃土を有し未發の富  
 源を握りながら、其人民懶惰安逸自ら甘ん  
 じて進むことを知らざりし者も、一朝外國  
 貿易の開くるに及びて忽ち富源を啓くの  
 術を知り是に於て志氣を勵まし希望を増  
 して、急に生財の路を開發したる例は、古今

實に少しとせず為不然れども是れ全く經濟上の利益を擧ぐるのみ耳。若し夫れ智徳開發の利益に至りては、實に豫想す可らざる者あり。近世世界列國の間に稍慘酷なる戰爭の跡を絶つに至りたるも、全く外國貿易の進歩に依らずんばある可からず。されば、ミル氏が外國貿易の功德を賞讃して、人間種族

の思想、性質並に法制をして限りなく高尚ならしむるものなりと云ひしは、亦溢美の辭に非ざるなり。

(下 略)

其十四 租稅論

某氏經濟書の一節

諸學士、租稅の義を解くに各其説を異にし、或は曰く租稅とは、政府の職務と人民の義務と相交易する所の者なりと。又或は曰く

租税は<sup>者</sup>人民<sup>が</sup>治安の負擔に對して<sup>而</sup>政府に<sup>于</sup>  
償ふ所の<sup>之</sup>保險料なり<sup>也</sup>、然れども古來各國  
の人民<sup>が</sup>租税を納むる所以は<sup>者</sup>獨り政府<sup>が</sup>  
人民の爲めに執るところの<sup>之</sup>職務及其圖る  
ところ<sup>所</sup>の治安に酬ゆるのみならず<sup>不</sup>政府現  
在に招致せる<sup>所</sup>損失又は既往の國債若くは  
臨時の費用等<sup>亦</sup>皆人民にて其負擔に任せ

ざる<sup>不</sup>可からず<sup>不</sup>彼の土耳其格國の政府の如き  
は、殆ど民の膏血を浚<sup>而</sup>て自ら私する<sup>が</sup>故<sup>以</sup>に<sup>是</sup>  
若し租税は<sup>者</sup>政府の<sup>之</sup>職務と<sup>與</sup>人民の<sup>之</sup>義務と相  
交易する<sup>所</sup>者なり<sup>也</sup>との<sup>之</sup>解釋に従ひ<sup>則</sup>ば、土耳  
格國民は、租税を負擔せず<sup>不</sup>して<sup>而</sup>可なる<sup>理</sup>當<sup>當</sup>な  
らん<sup>也</sup>。然れども此等の解釋は獨り<sup>但</sup>租税の本  
質を誤認せるのみならず<sup>不</sup>人民<sup>を</sup>して<sup>使</sup>其職

務若くは約束を履行せざれば若不則租税を納め  
 ずして而也可なりと爲すの禍心を抱かしむる  
 の危険あり有。然らば則ち租税の定義如何ん  
 曰く凡そ國民たるものは政府が今日若く  
 は既往に於に盡すところの職務に酬ゆべきは  
 勿論不待言總て政府に係る一切の費用は其當否  
 善惡を論ぜず不皆悉く之を負擔せざる可か

らず不。故に租税とは政府一切の費用に給す  
 るが爲めに國民に賦課徴収する財を謂ふ  
 なり也。

凡租税に善あり有。惡あり有。今若し租税を以て  
 道路海港等を修造せば則運輸交通の便を開  
 きて而國の利を起すが故に税は善なりと謂  
 ふを得べし可。然れども之れが爲めに人民の

生活費を殺ぎ、又營業財本を減する等の結  
 果依より之を視れば則、租税は是れ惡ならざる  
 べし不得ず。故に租税は者、其使用の方法如何に由  
 りて或は善となり爲、或は惡となり爲、一定の理  
 論を以て豫め其善惡を斷すべからざる者  
 と謂ふ可し。且つ、若し租税は必す惡しき者  
 なりとせば爲則、最良の租税は者、常に最輕の租税

に在るべきは可之理也、すなれども、其實大に然らざ  
 る者あり有雖。尤も租税重きに於、過ぐるの害は是、古  
 來重歛の爲めに人民が疲弊困究して、國力  
 衰弱したる事實之にて於、明白なれども、又一方  
在より、實際の事迹を之見れば則、鐵道の如き運河  
 の如き堤防の如き築港の如き人民若くは  
 會社の力にて到底企て及ぶ能はざる不之工事



に至りては<sup>則</sup>政府が國民の租税を以て之を  
 成就し、大に一般の公益を起したる<sup>之</sup>こと、少  
 しとせず<sup>不</sup>。故に租税の重きに<sup>於</sup>過ぐるは<sup>者</sup>、理財  
 上の大害たる<sup>為</sup>こと<sup>者</sup>、勿論なれども、併ら<sup>然</sup>最輕  
 の租税を以て最良の租税とする<sup>為</sup>の<sup>之</sup>説も<sup>亦</sup>未  
 た一方に偏するを免れざる者といふ<sup>可</sup>べし  
 之を要するに假令ひ輕税なりとも、政府が

之を以て無益の<sup>之</sup>用に<sup>於</sup>消費すれば<sup>則</sup>國の害を  
 爲し、又輕税ならずとも、<sup>非</sup>政府にて之を有益  
 の<sup>之</sup>用に<sup>於</sup>供すれば<sup>則</sup>、亦國の益たる<sup>可</sup>べし。<sup>下</sup>畧

其十五 陸軍士官學校開校式ノ

祝詞

曾我祐準

臣惟ミルニ邦家ノ盛衰ハ、軍隊ノ強弱ニ基  
 キ、軍隊ノ強弱ハ、士官ノ精否ニ由ル。之ヲ草

木<sup>於</sup>ニ譬<sup>乎</sup>ヘンカ。士官<sup>者</sup>ハ、根幹<sup>也</sup>ナリ、之ヲ人身<sup>於</sup>ニ  
 譬<sup>乎</sup>ヘンカ。士官<sup>者</sup>ハ精神<sup>也</sup>ナリ。根幹ノ培養宜シ  
 カラザレバ<sup>則</sup>安ンゾ草木ノ繁茂ヲ見ン精神  
 ノ發育盛ナラズ<sup>不</sup>ンバ<sup>則</sup>何ゾ人身ノ活潑ヲ望  
 マン。恭シク惟ミルニ 陛下御宇ノ初、首ト  
 シテ兵學校ヲ京都<sup>於</sup>ニ創メ次イデ兵學寮ヲ  
 大阪<sup>於</sup>ニ設ケ遂ニ之ヲ東京<sup>干</sup>ニ移サレ、分割シ

テ數校トナシ<sup>為</sup>、更ニ士官學校ヲ此地<sup>於</sup>ニ建築  
 セラル。今ヤ、工事始メテ竣ヲ告ゲ、車駕親臨  
 ノ盛典ニ遭ヒ、益以テ聖意<sup>之</sup>ノアル所ヲ知ル。  
 臣安ンゾ鞠躬盡力シテ<sup>而</sup>職事ノ完成ヲ期セ  
 ザル<sup>不</sup>ベケンヤ<sup>哉</sup>。苟モ士官ノ教習ニ於テ缺ク  
 ル所ナク<sup>無</sup>ンバ<sup>則</sup>軍隊ノ精強期セズ<sup>不</sup>シテ<sup>而</sup>致ス  
 ベシ<sup>可</sup>也。庶幾クハ亦以テ邦家ノ榮名ヲシテ日

々ニ旺盛ヲ加ヘシメン使。謹ミテ奏ス。

其十六 日本赤十字社 佐野常民

わが赤十字社の濫觴は、明治十年、西南戦亂

の際在にあり。この役也や、戦狀之の惨烈なる、死傷

の夥夥多なる、傍觀、坐視するに忍びず不於是乎。爰於是乎に蹶起

して同志諸氏與と謀り、一社とをむす結び、名と博

愛之謂仁之の格言に於に取り、博愛社と稱し、官兵

のみ於に止まらず不且、國事犯者といへど、苟も負

傷者たらんものは、併せてこれ之を救護する

と以て主旨とせり是。これ兵仗を執りては、仇

敵として而として闘ふも、兵仗をす棄てたる負傷者は、

これ之を待つに親愛なる同胞を以てす可べけ

ればなり也。政府其その舉を嘉みし、速に允可と

賜與(敬意)ひ、又大に有志者の協賛を得而て多少救護

の實効を奏し、かつて感發せしところの  
のを實施するにいたり、つひに高尚なる世  
界共同の慈善事業即ち赤十字社の設立と  
本邦に見るに至りしは、實にこの結果に由  
らずんばあらず。

本社の博愛社たりし當時は、加盟者も數百  
人に過ぎざりしが、明治二十年五月社名と

日本赤十字社と改め、畏くも 天皇、皇后陛  
下、御眷顧の下に立ち、宮内、海軍、陸軍、三省の  
監督を得て、瑞西國の中央社と交通を開き  
し、このかた僅かに五年の星霜とを経ざる  
に、志士仁人の加盟するもの其數殆ど三萬  
人の多きに至れり。かく暇々として盛況に  
赴くものは、帝室の恩眷益厚さを加へ、總裁

彰仁親王殿下の統督よろしきと得たるに宜由ると雖も、亦その事業の吾人天賦の至誠其と相合ふに出づるに外ならざるなり。乎

其十七 熱情を抑制すべき説

井上哲次郎

人は感情の動物なり。一たび事物に對して、深厚なる興味を感ずるときは、魂迷ひ、心奪はれ、省察、顧慮の隙を容れず。一意之に聽從

執著し、甚しきに至りては自他に對する義務を抛擲して、猶且其目的に到達せざれば已まざる者あり。此時に當りて靜かに道理を辨別し、是非利害の存する所を明にし、以てその激烈なる感情を制止する習慣を馴致するにあらざれば、人は常に罪過の中に呻吟せざるを得ざるべし。然れども、熱情に

して一たび道理の下に抑制せられんか、これ猶ほ適當なる器械によりて運用せらるゝ蒸氣のごとし。その強大なる勢力は何物に向ひてか利用せられざらんや。

熱情の中に於て、もつとも著るきものは、忿怒なり。怒氣胸に満つるときは、往々狂者の如く死ぬなほ避けざるものあり。これを以

て發怒の際に行ひたることは、十中の八九は、禍をその身に遺し、終身悔恨すとも及ぶべからざるものあり。

忿怒は必ずしも常に惡しきことにあらず。人の不正無禮を受けて恬然として顧みざるは正義の士の爲さざる所なり。吾人は怒るべきときには怒らざるべからず。猥りに

恥を忍びて他に屈從するは、卑怯の甚しきものなり。然れども忿怒一たびその節を失へば胸中道理なく親戚もこれを顧みる地なく故舊もこれを恕する違なく恩誼を破り信義を失ひ生涯の禍を以て一時の快を買ふものあり。故に人は幼稚の時より忍耐の習慣を養はんことを要す。一旦忿怒の情

起るとも暫くもこれを把持して、省察を加ふれば、庶幾くは過なきを得ん。忿怒の情にして抑制せらるれば讒謗、罵詈、暴行等の過失も、また、おのづから免るゝことを得べし。忍耐は交際親和の要具なり。人心の異なるは猶ほその面の如し。人の言行、われに合はざる故を以て一々之を忿らば、家睦しきと

得ず、親しきを得ず、社會の人みな反目する  
外なかるべし。恕すべきはこれを恕して、わ  
れ獨りかの善と取る。これ一に忍耐の美德  
に由るなり。

忿怒に次いで戒むべきは、傲慢と嫉妬と  
なり。傲慢は己れの優秀と挾みて他を凌ぎ  
もしくは他を卑しめて己の威重を加へん

と欲する情なり。嫉妬は他の優秀を羨望す  
る極、その才識名望を嫉む情なり。抑威重は、  
人の眞價のおのづから外に表はれたるも  
のなり。摸倣擬似は能く一時を瞞睹すべけ  
れども以てその久しきを持すべからず。ま  
た他を侮蔑するは毫も己の品格を高くす  
る所以にあらず。他の幸福を嫉忌したりと



てそれが爲に自己の幸福を増進すべきものにあらず。これ等はたゞに無智蒙昧の擧動なるのみならず、卑劣不徳の甚しきものなり。

# 東文易解 終

明治三十五年七月二日印刷  
明治三十五年七月五日發行  
明治三十九年八月二十八日再版印刷  
明治三十九年八月三十一日再版發行

(東文易解後編與付)

東京市麻布區飯倉狸穴町五十八番地

著作透

著者兼發行者 大矢 透  
泰東同文局代表者

東京市日本橋區數寄屋町城邊河岸第二十二號地

藤山雷太

印刷者 東京市日本橋區兜町二番地 金澤求也

印刷所 東京市日本橋區兜町二番地 東京印刷株式會社



大日本國東京外國語學校教師 金國環 同 校  
大日本國東京高等商業學校教師 張廷彦  
大日本國文部省國語講習會 補助委員 大矢 透著

### 東文易解

全三冊

大清國 皇太后 兩陛下御覽  
大日本國敎選貴族院議員 伊澤 修二閱  
大清國欽賜二等雙龍寶星 泰東同文局 撰

### 校定東語初階

全一冊

大清國 皇太后 兩陛下御覽  
泰東同文局 名譽局長 友文學士 井上哲次郎序文  
大日本國東京帝國大學文部大學長 博士 伊澤 修二閱  
大日本國敎選貴族院議員 伊澤 修二閱  
大清國欽賜二等雙龍寶星 泰東同文局 撰

### 東語真傳

全一冊

大清國 皇太后 兩陛下御覽  
泰東同文局 協修

大日本國東京外國語學校教師 金國環 共編  
大日本國東京外國語學校教師 吳泰壽  
大日本國東京高等商業學校教師

### 支那交際往來公牘

全一冊

大日本國東京外國語學校教師 金國環 共編  
大日本國東京高等商業學校教師 張廷彦

### 支那交際往來公牘訓譯

全一冊

大清國 皇太后 兩陛下御覽  
大日本國陸軍步兵大尉 多賀宗之著  
泰東同文局 撰

### 野操規例

全一冊

大清國 皇太后 兩陛下御覽  
泰東同文局 協修 倉辻明俊著  
大日本國陸軍工兵中佐

### 瀛華尺牘軌範

全二冊

大清國 皇太后 兩陛下御覽  
泰東同文局 協修 倉辻 武 雄著  
大日本國東京同文會員 教育時論編輯長

### 萬國地理課本

全一冊

大清國 皇太后 兩陛下御覽  
大日本國東京高等師範學校教授 桑原隲藏著  
泰東同文局 撰

### 東亞史課本

全一冊

大清國 皇太后 兩陛下御覽  
大日本國東京帝國大學文學博士 元良勇次郎  
大日本國東京帝國大學教授 早稻田大學講師 米國哲學博士 鹽澤昌貞  
泰東同文局 編譯

### 西國新史

全一冊

大清國 皇太后 兩陛下御覽  
泰東同文局 協修 倉辻明俊著  
大日本國陸軍工兵中佐

### 養兵秘訣

全二冊

大日本國敎選貴族院議員 伊澤 修二閱  
大清國欽賜二等雙龍寶星 泰東同文局 撰

### 重刊東語初階

全一冊

泰東同文局協修  
大日本國文部省補助委員 大矢透著  
大清國浙江省鐘廣言校

### 日本文典課本

全一冊

大清國駐日公使 楊樞 序文  
大日本國敎選實業院議員 伊澤修二著  
大清國欽賜二等雙龍寶星  
大清國使署書記官 張元節閱  
大日本國臺灣國語學校教授 三屋大四郎譯

### 教育學

全一冊

大日本國振武學校編輯  
泰東同文局譯補

### 日本文言課本

全六冊

泰東同文局協修  
大日本國東京府高等女學校教頭 渥美銳太郎著  
泰東同文局編譯

### 理化學階梯

全一冊

大日本國敎選實業院議員 伊澤修二閱  
大清國欽賜二等雙龍寶星  
大清國順天府李僑校補  
泰東同文局撰

### 視話清韓語學書

官話門  
近一冊

### 萬國公法提要

全一冊  
近一冊

大日本東京帝國大學 法學博士 高橋作衛著

各種圖籍著譯印行發售  
各種敎育儀器標品文具製造發售

大日本東京 泰東同文局

大清國上海 泰東同文局上海分局

大清國天津 泰東同文局天津分局

